

序 文

英国の職業訓練史上最も大きい出来事といわれる産業訓練法（1964年3月公布）制定以来、本年三月迄の同国朝野の論議の揺れ動きはこの報告で明らかにされた。この間の英国の職業訓練関係者の苦悩の跡をここに辿ることができ。その中にはわれわれにとって他山の石としてよいものが尠くない。

しかし、この報告を単なる職業制度上の一情報とみる以外に、その底を流れる職訓制度への日英の考え方の相違にも注目してよいであろう。たとえば、賦課金制度による企業内訓練の熱心な支持者は企業主ではなく労働組合であるのはなぜか、等……………、噛みしめるべきものが幾つかある。

ともあれ本報告が関係の方々の思索の一助となることを願ってやまない。

調査研究部長 宗 像 元 介
工学博士

筆 者 ま え が き

本報告書は、英国の産業訓練法を中心に1964年の公布前後の経緯を解説し、その後最近の英国経済事情や社会環境の変化に対応するために政府（雇用省）が採った新職業訓練政策に基く産業訓練法の一部修正の経過を論述し、更に新職業訓練政策に対する産業界、労働組合側、教育訓練専門家各界の反応、批判及び見解と、これに応へて政府（雇用省）が1973年3月発表した「雇用と訓練」白書の概要を解説し、英国産業訓練の将来の動向把握を意図するものである。

本報告書は目次の示す通り4部から構成され、読者の理解の便を計った。

尚、本報告書がわが国の教育訓練関係者に与える示唆の少なくないことを信じて疑はない。尚出典文献の内貴重なる資料を態々英国より直接贈られた職業訓練の権威ジョン・ウェレンズ氏の厚意に対し特に謝意を表したい。
(John Wellens)

職業訓練大学校 内 田 悦 弘
主任 研 究 員

尚、本報告書第3部の1 英国政府提案「未来のための訓練」白書の日本語訳は労働省国際労働課発表の国際労働ニュース(1972.6.1.1691)によって紹介されたものを引用したが、筆者の責任に於て翻訳上可なりの修正をほどこしたことを附言する。

あ　と　が　き

雇用と訓練に関する将来の組織に関する政府の企画は本年（1973年）3月2日「雇用と訓練」政府提案として公表され、この白書に続いて同月同日「雇用と訓練」法案が英国議会上程された。その狙いは独立した労働力サービス委員会（Manpower Services Commission）を設置し、よって以て公共的雇用業務と訓練業務の運営の責任及び産業訓練全般に協力する責任を負はせることに在る。1964年の産業訓練法が各産業訓練委員会（ITBs）に関するものであるように、今次の1973年の雇用の訓練法案は、労働力サービス委員会（MSC）及び雇用と訓練に関する全国的制度の各分野内の必要な各変革に関するものである。

政府が意図する新機構は要約すれば、雇用と訓練と職業指導の三部門の活動の総合協調によって制度一体的運営を期するために、労働力サービス委員会を設置せんとするものである。これは裏をかえして云へば、従来の青少年雇用業務、職業指導業務及び職業紹介機関（the appointments boards）の各局面が何等实际的に双互にうまく協合していないし、職業相談業務（Careers advisory services）の内部的処理上に相当のいざこざがあると批判されている。つまり雇用・訓練・職業指導の各分野双互間の結びつきの欠如こそは制度全般のおもな弱点となっていたことを意味する。

扨て今次の新機構たる労働力サービス委員会が以上の三部門の総合協調化を目指して独立的機関として年間1億ポンド以上の公金を充当する責任を以て雇用・訓練・職業指導各業務の運営にあたると云う政府の企画は一面からすれば最大の賭ともいえる。

政府の意図する新しい完備的制度は全国的労働市場に於ける需要と供給のありかたに関するものではあるが、それ以上に労働力に関するもっと広い局面が存在する。それは、社会的経済的環境に於ける諸変化にいかに対応するか、労働者の同意をいかに達成するか、競争的賃金紛争をいかに解決するか、いかに変化に対処するか、等これら一連の諸問題は政府提案の新制度の可能性の領域外の問題で

あり、どのような新制度であろうともこれらの新領域にどの限度迄柔軟性を以て対応し、その領域に迄進展してゆく可能性を具有するものであるかを示唆するものである。

扱て労働力委員会が実際に発動する時期は雇用・訓練法案が正式に法律として公布された後になるのであり、而も委員会の両腕となるべき訓練サービス事業団と雇用サービス事業団が委員会の傘下に所管される時機としてはそれぞれ事情がある。即ち訓練事業団が正式に委員会の下に置かれるのは1974年の春以降であろうし、雇用事業団としては失業給付金業務が雇用業務から完全に切り離されてしまう時点迄は雇用事業団は委員会の所管下には這入らない訳であり、これらの事情から委員会の発動は1974年後半になるであろう。それ迄に委員会の役員選任を始め、雇用・訓練・職業指導の三極サービスが双互に結合され双互依存的機能が発揮されるように当局及び関係者の全面的努力が期待される訳である。

(文中批判的見解は、英国職業訓練専門誌Industrial and commercial training 誌主幹 John Wellens 氏の論旨の一端を引用した。)

参 考 文 献

本報告書に引用又は訳出した文献の主要なものは次のようになる。

1. The Industrial Training Act and after
by G. Terry Page
産業訓練法とその後 内田悦弘訳
2. Industrial Training since the 1964 ACT
by Trade Union Congress
1964年法以後の産業訓練 内田悦弘訳
3. Training for the future
※ by Department of Employment
(英国政府雇用省)
4. Employment and Training :
※ Government Proposals
Presented to Parliament by
the Secretary of State
for Employment
5. BACIE Journal Dec. 1972 外同誌各号
6. 参考として：労働省国際労働課刊国際労働ニュース
1972. 6. 1. No. 91
“英国に於ける職業訓練に関する
新政策の提案について”
7. Industrial and Commercial Training 誌 (月刊)
by John Wellens

※ 尚上記文献中3及び4については原文印刷物を英国職業訓練問題の権威ジョン・ウエレンズ氏より直接贈られたものであり本報告書編集作成上多大の便宜を得たものであり、ここに改めて同氏の厚意と配慮に深甚の謝意を表したい。

昭和48年3月31日発行

英国の産業訓練とその将来

編者 内田悦弘

発行者 宗像元介

発行所 職業訓練大学校

▽187 東京都小平市小川西町
TEL (0423) 41-3331
